

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告、入札説明書共通(建設工事、事後審査)東海総合事務所 建築機械設備工事、建築電気設備工事 共通を参照すること。

1	公告日	令和08年03月02日(月)
2	契約職	東海総合事務所長 林 幹雄
3	工事概要	
3.1	工事名	岡崎市大門雨水ポンプ場補修工事その2
3.2	工事場所	愛知県岡崎市大門地内
3.3	施設名	岡崎市大門雨水ポンプ場
3.4	ポンプ場方式・形式	雨水ポンプ場
3.5	水量・能力	
3.5.1	全体計画水量	43.30m ³ /秒
3.6	工事内容	建築機械設備工事(改修)
3.7	対象工事	【建築機械設備工事】ポンプ棟 建築機械設備工事 一式
3.8	工期	
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和08年06月30日(火)
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	紙入札・事後審査対象案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	無
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無
3.9.6	VE試行工事	無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無
3.9.8	「見積りの提出を求める方式」の試行工事	無
3.9.9	特例監理技術者の配置を認める工事	有
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	無
3.9.11	余裕期間の施行工事	無
3.10	特許	無
4	競争参加資格(認定資格)	
	単体有資格業者にあつては、4.1.1に記載する条件を全て満たす者であること。	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築機械設備工事
4.1.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築機械設備工事・要件なし
4.1.1.3	事業所(種類・建設業許可)	営業所・管工事業
4.1.1.4	上記事業所の所在地	愛知県
5	競争参加資格(施工実績)	
	次のいずれかに該当する施工実績を有すること。	
5.1	単体有資格業者	
5.1.1	建築物の新築・増築工事又は改修工事の建築機械設備工事。	
6	競争参加資格(配置予定技術者)	
	単体有資格業者にあつては6.1.1に記載する条件を全て満たす者であること。	
6.1	単体有資格業者	
6.1.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	建築物の新築・増築工事又は改修工事の建築機械設備工事の工事経験を有すること。
6.2	配置予定技術者の専任期間	
6.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要しない
6.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	契約締結日の翌日から令和08年06月30日(火)
7	指名停止及び設計業務の受託者	
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	中部区域
7.2	設計業務等の受託者	—
8	総合評価方式	対象外

入札公告(建設工事)

9	入札手続き等		
9.1	競争参加申請書の提出期間	令和08年03月02日(月)10時00分から令和08年03月09日(月)16時00分まで(原則、電子メールのみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
9.2	入札説明書の交付期間	令和08年03月02日(月)から令和08年03月23日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)	
9.3	入札に必要な図面等の交付期間	令和08年03月02日(月)から令和08年03月23日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)	
9.4	入札説明書に対する質問の提出期間	令和08年03月03日(火)から令和08年03月12日(木)までの毎日(持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)	
9.5	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	令和08年03月18日(水)から令和08年03月23日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)	
9.6	入札書の提出期間(紙入札)	令和08年03月24日(火) 10時00分	
9.8	開札日時	令和08年03月24日(火) 10時00分	
10	入札説明書に対する質問回答掲示場所		
10.1	担当部局	日本下水道事業団 東海総合事務所 総務・協定課	
	住所	愛知県名古屋市東区徳川1-15-30 名古屋リザンビル7F	
11	その他		
11.1	随意契約により締結予定	無	
11.2	手続における交渉の有無	無	
11.3	契約書作成の要否	要	
11.4	建設リサイクル法対象	適用外	
11.5	支払条件(前払)	有	
11.6	支払条件(中間前払)	無	
11.7	支払条件(部分払)	有	
11.8	火災保険等付保の要否	要	
12	問い合わせ先等		
12.1	入札執行及び契約締結等に関する事	担当部局	日本下水道事業団 東海総合事務所 総務・協定課
		住所	愛知県名古屋市東区徳川1-15-30 名古屋リザンビル7F
		電話・FAX	電話:052-886-0301 FAX:052-886-0305
12.2	競争参加資格の確認に関する事	担当部局	日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
		住所	東京都文京区湯島2-31-27湯島台ビル5F
		電話・FAX	電話:03-3818-1448 FAX:03-3818-3536
12.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団 東海総合事務所 総務・協定課
		住所	愛知県名古屋市東区徳川1-15-30 名古屋リザンビル7F
		電話・FAX	電話:052-886-0301 FAX:052-886-0305
12.4	工事現場説明(図面、仕様書及び設計書を含む。)に対する質問に関する事	工事現場説明書 1ページを参照すること。	

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出を電子メールで、入札等を紙入札方式で行う対象工事である。
- (2) 本工事は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認の後に落札決定を行う事後審査方式の工事である。

入札公告(建設工事)

- (3) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」)及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐するもの(以下、「監理技術者補佐」)の配置を認める工事である。ただし、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔(直線距離)が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。
- (4) 「週休2日制適用工事」試行対象工事は右欄の有無による。「有」の場合、当初予定価格において月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、月単位(及び通期)の4週8休に満たない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書および「週休2日制工事実施要領」による。

「4. 競争参加資格(認定資格)」の補足説明

- (1) 経営事項評価点数とは、日本下水道事業団の有資格者名簿に記載されている経営事項評価点数(客観)である。

「6.2 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「9 入札手続き等」の補足説明

- (1) 競争参加申請書の提出にあつては、電子メールでの対応とする。

「10 入札説明書に対する質問回答」の補足説明

- (1) 回答方法は、東海総合事務所において掲示するとともに、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した者に対しFAXにて回答する。

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

入札公告、入札説明書共通（建設工事、事後審査）
東海総合事務所 建築機械設備工事、建築電気設備工事共通

1 競争参加資格

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体有資格業者については日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体については日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道地方、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方又は沖縄地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

- 1) 北海道地方（北海道）
 - 2) 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - 3) 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
 - 4) 北陸地方（新潟県、富山県、石川県）
 - 5) 中部地方（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 - 6) 近畿地方（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 - 7) 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
 - 8) 四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
 - 9) 九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
 - 10) 沖縄地方（沖縄県）
- (5) 本工事で求める施工実績は、過去に元請として施工し引き渡した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。

(6) 主任（監理）技術者

- 1) 本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が四千五百万円未満（建築工事一式においては九千万円未満）の場合においては、専任を求めない。
 - 2) 「3.6工事内容」に「建築機械設備工事」との記載がある場合、単体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置できること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1級管工事施工管理技士
 - ・ これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
 - 3) 「3.6工事内容」に「建築電気設備工事」との記載がある場合、単体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置できること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1級電気工事施工管理技士
 - ・ これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
 - 4) 本工事で求める「主任（監理）技術者の現場工事経験」（以下、「工事経験」という。）を有する者であること。ただし、過去に元請として施工し引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任（監理）技術者が工事経験を有していればよい。
 - 5) 工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とすることができる。専任とする場合は、「工事实績情報システム（以下「コリンズ」という）」に登録すること。
 - 6) 特定建設共同企業体の場合は、特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外の構成員については、主任技術者又は監理技術者のいずれかを適切に配置すること。なお、代表者以外の構成員が配置する主任技術者又は監理技術者には、工事経験を求めない。
 - 7) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 8) 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
 - 9) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない（特例監理技術者を設置する場合を除く。）。
- (7) 特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者）及び監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）
- 1) 配置の「有・無」は、入札公告、入札説明書の「3.9その他」及び「3.9その他」の補足説明による。
 - 2) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。

- 3) 工事経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
- 4) 工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに登録すること。
- 5) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 6) 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
 - 7) 別に、監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (8) 今回工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定がある場合は、原則として今回工事に直接関連する他の工事においても主任（監理）技術者又は特例監理技術者として継続して配置すること。
- (9) 建築工事担当技術者
本工事で建築工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者は、以下の1)から4)を満足する技術者を配置すること。
 - 1) 建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。
 - 2) 工事経験は、不要とする。
 - 3) 単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - 4) 土木工事担当技術者は、1)の資格を有する場合は、建築工事担当技術者を兼ねることができる。
- (10) 土木工事担当技術者
本工事で土木工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者は、以下の1)から4)を満足する技術者を配置すること。
 - 1) 土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。
 - 2) 工事経験は、不要とする。
 - 3) 単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - 4) 建築工事担当技術者は、1)の資格を有する場合は、土木工事担当技術者を兼ねることができる。
- (11) 日本下水道事業団が発注した工事において、工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間連続して60点未満でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。なお、過去2年間に対象となる工事成績評定通知書を有しない場合は、評定点の平均が過去60点以上として取り扱う。
過去2年間の対象となる工事は、入札公告日の属する年度の前々年度10月1日から前年度9月30日までに完成した工事とする。
- (12) 競争参加申請書（以下「事前申請書」という。）の提出期限の日から落札候補者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。

- 1) 「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道区域、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

- ①北海道区域 (北海道)
- ②東北区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ③関東区域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県、長野県)
- ④北陸区域 (新潟県、富山県、石川県)
- ⑤中部区域 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- ⑥近畿区域 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、
和歌山県)
- ⑦中国区域 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ⑧四国区域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑨九州区域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県)

- (13) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
- (14) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (15) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- 1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - 2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 設計業務等の受注者等

1 (13)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)から2)のいずれかに該当する者である。

- (1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 担当部局

- (1) 特定建設共同企業体の認定、入札への参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること（以下、総合事務所総務・協定課という。）。
- 愛知県名古屋市東区徳川1-15-30 名古屋リザンビル7階
日本下水道事業団 東海総合事務所 総務・協定課
電話 052-886-0301
- (2) 事前申請書の受付及び競争参加資格の確認（競争参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。））の受付審査に関すること（以下、設計センター企画調整課という。）。

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル5階
日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課
電話 03-3818-1448
FAX 03-3818-3536

4 競争参加申請

- (1) 本工事は開札後に競争参加資格の確認を行うため、本競争の参加希望者は、次のとおり事前申請書を提出すること（事前申請書を提出することにより、入札書を提出できる。）。

事前申請書については、次の方法により提出するものとする。

- 1) 提出方法
本競争の参加希望者は次のとおり電子メールにより、事前申請書を提出すること。提出期限までに事前申請書を提出しない者は本競争に参加できない。
なお、上記以外の提出方法は受付けない。
 - 2) 提出先 施工業者（土木・建築）からの応募資料の受取
Jshigashi-kensetsukoji@jswa.go.jp
 - 3) 送信に際しては以下に留意するものとする。
 - ・メールの件名は「【事前申請書】〇〇〇〇（会社名又は特定建設共同企業体名）」とすること。
 - ・〇〇〇〇には入札公告3.1の工事名を省略せずに記載すること。
 - ・件名やメールアドレスに誤りがある場合、正しく受領できない可能性があること。
 - ・受領確認の電話は以下に記載の場合のみ、受け付けるものとする。事前申請書が入札公告9.1に記載の競争参加申請書提出期間に3(2)の担当部局に到達した際には、自動返信メールを送信する。入札公告9.1に記載の競争参加申請書提出期限日の16時30分時点において自動返信メールが届かない場合のみ、提出期限日の17時00分までに3(2)の担当部局へ電話で確認を行うこと。
 - ・3(2)の担当部局での受領日時を以って受付日時とする。
 - ・郵送等の方法で提出する場合の提出場所は3(2)に同じ。
 - 4) ファイル形式
電子メールによる提出資料のファイル形式については、PDF形式（拡張子がPDF）にて作成すること。
- (2) 事前申請書は、「様式1-1」により作成すること。
※様式のダウンロードはこちら → **「様式1-1(電子入札運用基準様式7-1)」**
- (3) 事前申請書の作成説明会は行わない。
- (3) その他
- 1) 事前申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - 2) 契約職は、提出された事前申請書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - 3) 提出された事前申請書は、返却しない。
 - 4) 提出期限以降における事前申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 事前申請書に関する問い合わせ先 設計センター企画調整課

5 入札に必要な図面等の交付

見積を行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書（金抜き設計書）は下記のとおり交付する。

- (1) 交付場所及び方法

総合事務所総務・協定課

事前に担当部局へ連絡すること。入札説明書、図面等の交付にあたっては、実費を徴収しない。下記のその他入札説明書添付資料は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして取得すること。

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html

- (イ) 「低入札価格調査について（令和5年4月1日）」
 - (ロ) 「特別重点調査について（令和5年4月1日）」
 - (ハ) 「週休2日制適用工事について（令和6年9月1日）」
 - (ホ) 「建設リサイクル法に関する工事实施要領（平成23年10月1日）」
 - (ヘ) 「工事における「余裕期間の設定」の試行について」
- (2) 担当部局 総合事務所総務・協定課

6 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書、入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること（入札に必要な図面等に対する質問及び回答については、図面等に添付の工事現場説明書による。）。
 - 1) 提出場所 総合事務所総務・協定課
 - 2) 持参により提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。

7 入札書の提出方法

入札書は持参すること。郵送及びファックスによるものは受け付けない。

- (1) 紙入札方式における入札書の提出場所 総合事務所総務・協定課

8 入札方法等

- (1) 入札書は持参により提出すること。封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し提出すること。

なお、事前申請書を提出後、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと。併せて、速やかに入札辞退届（商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入札を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。）を持参により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 特定建設共同企業体の場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出すること。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約保証金の額
工事現場説明書のとおり

10 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書（金抜き設計書）の様式-1～様式-3を使用し、費目、工種、種別、細別、単位、数量、単価、金額等を明らかにし、1)又は2)により提出すること。
また、提出する工事費内訳書には、表紙（様式は自由）を添付し、発注者名（宛名）、発注案件名（工事名）及び提出業者名を記載し、代表者印を押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合は不要。）すること。

1) 紙入札方式の場合

入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。

入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に入札書、表封筒と中封筒の間に工事費内訳書を入れ、入札日及び入札件名を表示のうえ、各々封かんをして提出すること。

- (2) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (4) 契約職は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。
- (5) 工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1) 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）

(イ) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

(ロ) 内訳書とは無関係な書類である場合

(ハ) 他の工事の内訳書である場合

(ニ) 白紙である場合

(ホ) 内訳書に押印がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）

(ヘ) 内訳書が特定できない場合

(ト) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

2) 記載すべき事項が欠けている場合

(イ) 内訳の記載が全くない場合

(ロ) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

3) 添付すべきではない書類が添付されていた場合

(イ) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

4) 記載すべき事項に誤りがある場合

(イ) 発注者名に誤りがある場合

(ロ) 発注案件名に誤りがある場合

(ハ) 提出業者名に誤りがある場合

(ニ) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合

5) その他未提出又は不備がある場合

11 開札

(1) 開札方法等

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。

(2) 紙入札方式の開札場所

愛知県名古屋市中区徳川1-15-30 名古屋リザンビル7階

日本下水道事業団 東海総合事務所 総務・協定課

電話 052-886-0301

12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、事前申請書、競争参加資格確認申請書（以下「事後申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「事後資料」という。）に虚偽の記載をした者のした入札、事前申請書の提出のない者のした入札並びに現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（紙入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時に於いて1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

13 競争参加資格の確認及び落札者の決定

(1) 開札後、落札者の決定を保留する。

日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、当該同価格の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。

(2) 落札者の決定を保留した後、落札候補者が本工事の競争参加資格を満たす者であるかを確認する。

(3) 1 3 (2)の確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

1) 当該落札候補者が競争参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とする。ただし、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

2) 当該落札候補者が競争参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、本工事の競争参加資格を満たす者であるかを確認する。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 1 3 (3)により落札候補者の取扱いについて決定した場合は、次のとおり落札候補者であった者にその結果を通知するものとする。

1) 1 3 (3)1の手続により、落札者を決定した場合には、ファックスにより通知する。

2) 1 3 (3)2の手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に競争参加資格確認通知書（資格無し）を送付するものとする。

(5) 落札候補者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、1 3 (2)の競争参加資格の確認とあわせて低入札価格調査を行う。低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。

また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。

(6) 低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする可能性がある。

- (7) 低入札価格調査又は特別重点調査にあたっては、当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし、当該落札候補者を落札者としなないことがある。
- (8) 13(2)の競争参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、事後申請書及び事後資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、落札候補者が特定建設共同企業体の場合は、事後申請書及び事後資料に加えて、特定建設共同企業体登録申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しを提出すること。また、確認のために必要な指示に従わなければならない。落札候補者が提出期限内に事後申請書及び事後資料を提出しないとき、競争参加資格確認のための指示に従わないとき、又は事後申請書及び事後資料に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者は競争参加資格を満たす者でないものとし、13(3)2)の手続により落札者を決定する。

※様式のダウンロードはこちら → **「事後申請書及び事後資料」**

- 1) 提出期限
開札日（13(3)2)において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日）16時00分 まで
 - 2) 提出方法
本競争の落札候補者は次のとおり電子メールにより、「事後申請書及び事後資料」を提出すること。なお、上記以外の提出方法は受付けない。
 - 2) 提出先 施工業者（土木・建築）からの応募資料の受取
Ishigashi-kensetsukoji@jswa.go.jp
 - 3) 送信に際しては以下に留意するものとする。
 - ・メールの件名は「【事後申請書】〇〇〇〇（会社名又は特定建設共同企業体名）」とすること。
 - ・〇〇〇〇には入札公告3.1の工事名を省略せずに記載すること。
 - ・件名やメールアドレスに誤りがある場合、正しく受領できない可能性があること。
 - ・3(2)の担当部局での受領日時を以って受付日時とする。
 - 3) ファイル形式
電子メールによる提出資料のファイル形式については、PDF形式（拡張子がPDF）にて作成すること。
 - 4) 特定建設共同企業体の場合は、特定建設共同企業体申請書及び特定建設共同企業体協定書の写しの提出場所
総合事務所総務・協定課
- 14 競争参加資格がないと認めた落札候補者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた落札候補者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。
 - 1) 提出期限
競争参加資格がないと通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - 2) 提出場所 総合事務所総務・協定課

- 3) その他
書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。
 - (2) 契約職が、競争参加資格がないと認めた落札候補者から説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
 - (3) 契約職が、競争参加資格がないと認めた落札候補者から説明を求められたときは、落札決定を延期する。
- 15 主任（監理）技術者の確認等
- (1) 競争参加資格の確認は、開札日時の早い順に行う。
 - (2) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者として申請した場合又は複数の技術者を配置予定技術者として申請した場合の対応。
 - 1) 入札後落札候補者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに総合事務所総務・協定課に連絡しその旨の申し出を行う。
 - 2) 申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速やかに「様式13-1」の申出書を持参により提出する。申出書の提出場所は総合事務所総務・協定課とする。
 - 3) 事実が認められなかった若しくは辞退申請がなされなかった場合には、指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - 4) 入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに総合事務所総務・協定課に連絡するとともに、速やかに「様式13-1」の申出書を持参により提出する。申出書の提出場所は総合事務所総務・協定課とする。
 - (3) 落札者決定後、コリンズ等により、配置予定技術者について専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
 - (4) 入札前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。
 - (5) 工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。
なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たす者を配置しなければならない。
 - 1) 入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。
 - 2) 入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。
 - 3) 一つの契約工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18カ月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合
 - (6) 複数名申請した場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2日以内（土、日、祝日は除く）に、配置する技術者の氏名を設計センター企画調整課にファックスで通知するものとする。

16 再苦情申立て

- (1) 本工事の競争参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - 1) 受付窓口 総合事務所総務・協定課
 - 2) 受付時間
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで

17 関連情報入手するための照会窓口

- (1) 紙入札方式による参加（変更）承諾、入札執行及び契約締結に関すること。

総合事務所総務・協定課

- (2) 事前申請書の受付及び競争参加資格の確認（事後申請書及び事後資料の受付審査）に関すること。
設計センター企画調整課

18 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（紙入札用）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（紙入札用）を遵守すること
- (3) 事前申請書、事後申請書又は事後資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。
- (8) 本工事が「再公告工事」の場合
前回開札の入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする旨を通知された入札参加者は応募できない。
 - 1) 事後審査で競争参加資格のない者
 - 2) 競争参加資格確認申請書類の不備の者
 - 3) 低入札価格調査、特別重点調査の結果又は施工体制の確認に関する追加資料の審査の結果、適切な履行がされない恐れがあると認められた者
- (9) 本工事が「停止条件付入札公告」の場合
この入札による契約は、委託団体と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (10) 本工事が「契約後VE方式の試行工事」の場合
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。

用語の定義

- 1 土木工事又は土木・建築工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」
 - ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - ・ 2級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者。
- 2 建築工事又は建築・土木工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者。
- 3 「地方公共団体等」
 - ・ 日本下水道事業団、国、地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。
- 4 「下水道類似施設」
 - ・ 地方公共団体等が発注した次のいずれかの施設。農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、地域し尿処理施設、河川排水機場。
- 5 「上水道施設等」
 - ・ 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等。
- 6 「公共建築物」
 - ・ 事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センター等
 - ・ 教育施設：学校、研究所、研修所、体育館等
 - ・ 集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館等
 - ・ 医療施設：病院、救急センター、診療所等
 - ・ 福祉施設：福祉センター、介護センター等
 - ・ 民生施設：卸売市場、公的事業用施設等

事後審査時に提出する様式の記載方法

1 事後申請書

(1) 「様式2 - 1」により作成する。

2 事後資料

(1) 施工実績

- 1) 過去に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものだけに限り記載する。
- 2) 本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績を「様式3」に記載し提出すること。
- 3) 代表者以外の施工実績を求める場合は次による。
本工事の競争参加資格があることを判断できる類似工事の実績を、様式3に記載すること。なお、記載する類似工事の施工実績は1件でよい。
- 4) 「競争参加資格（施工実績）」に、公共建築物との記載がある場合は、次のいずれかとする（民間実績も可）。
 - ・事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センターなど
 - ・教育施設：学校、研究所、研修所、体育館など
 - ・集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館など
 - ・医療施設：病院、救急センター、診療所など
 - ・福祉施設：福祉センター、介護センターなど
 - ・民生施設：卸売市場、公的事業用施設など
- 5) 本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。
 - ①構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となっても、それら別工事の施工実績は求めない。
 - ②構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工事のみの施工では施工実績として認めない。
 - ③構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。

(2) 配置予定技術者

- 1) 本工事の競争参加資格があることを確認できる配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の資格・工事経験を、様式4 - 3 - 1、様式4 - 3 - 2に記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事と重複する場合は、対応措置を記載すること。ただし、他工事に主任技術者又は監理技術者として従事している場合は認めない。（特例監理技術者で申請の場合は除く）記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。
- 2) 建築工事担当技術者（工事内容が土木・建築工事の場合）又は土木工事担当技術者（工事内容が建築・土木工事の場合）については、本工事の競争参加資格があることを確認できる資格を、様式4 - 3 - 3、様式4 - 3 - 4に記載すること。
- 3) 低入札価格調査のため、落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加してはならない。

- 4) 本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。
 - ① 2 (1)5)に掲げる留意事項は、“施工実績”を“工事経験”と読み替え、配置予定技術者の工事経験についても適用される。
 - ② 構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、1に掲げる留意事項が従事期間に対して満足されていること。
 - ③ 構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
 - ④ 上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。
 - ⑤ 特殊な技術を要する工事の施工経験については、配置予定技術者が当該技術による施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
 - (3) (1)及び(2)の同種又は類似などの工事の施工実績として記載した工事に係る(一財)日本建設情報総合センターコリンズ発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がコリンズに登録されていない場合、契約書の写し(工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者(特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあつては各構成員の出資割合が確認できること。))が記載されている部分。)及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。
 - (4) 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに建築工事担当技術者又は土木工事担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。
 - (5) 「指名停止措置対象団体」に記載する団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9-2」を提出すること。
- 3 事後申請書及び事後資料の作成説明会は行わない。
- 4 その他
- (1) 事後申請書及び事後資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 契約職は、提出された事後申請書及び事後資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - (3) 提出された事後申請書及び事後資料は、返却しない。
 - (4) 提出期限以降における事後申請書又は事後資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - (5) 事後申請書及び事後資料に関する問い合わせ先 設計センター企画調整課